

【設問2】下記の事実1～6をふまえて、問いに答えなさい。各問いは相互に独立している。（70点）

（事実）

- 1 2016年2月、A（法学部3回生）、B（経営学研究科院生）、C（工芸学部4回生）は、Aが300万円を出資し、Bが宣伝・営業活動を担当し、Cが商品となるフィギュアを製作することを約して、「太陽堂」という名前の販売サイトを立ち上げてネット販売を行うことを、7月末まで6か月間試しにやってみると合意した。対外的な契約は、Bが事前にAとCの同意を得て、「太陽堂」の名前で行うことにした。
- 2 その事業計画は、3人が協議してフィギュアの金型を作り、それに基づいて外国の企業に着色なしのプラスチック素材を現金払で安く発注し、納品された素材を主にCが整形加工・着色して、Bの開設したサイトにおいて1体1万円でネット販売する、というものであった。
- 3 フィギュアマニアのD（法科大学院生）は、3人の計画には加わらなかったが、200万円を同年7月末に7%の利息を付けて返すという約束で、「太陽堂」に貸した。
- 4 6か月間は、「太陽堂」から、Bに月額2万円、Cに月額1万円のアルバイト料を支払い、必要経費の支出とDへの元金金の返済後に利益が出れば、90%をAに、5%ずつをBとCに分配すると約された。Dは、A・B・C間のこの利益分配の約定については、知らない。
- 5 「太陽堂」のフィギュアはマニアの間で人気となり、4か月目に利益が出た。そこでAらは、事業を1年間延長し、これまでAの賃借しているマンションの一室で行っていた作業の規模を拡大し、「太陽堂」の名前で部屋を工房として借りることにした。Aらは業績次第で将来の法人化も考えている。
- 6 新たな事業のため、2016年8月にDが返済を受けた200万円を改めて年利14%で1年間「太陽堂」に貸し付けたほか、同月、Eも1000万円を年利10%で1年間「太陽堂」に融資した。Eは、利率を少し下げる代わりに、担保として「太陽堂」が工房内に置いている素材及び製品のフィギュア一切につき、「太陽堂」から所有権の移転を受け、「太陽堂」は、以後、Eのためにフィギュアを占有することになった。

(問い1) (40点)

1～6の事実に加えて次の7・8の事実が生じた場合、150体のフィギュアの所有権はだれに属するか。

- 7 2017年1月、「太陽堂」が販売しているフィギュアに著作権侵害の疑いがあると報道されたことをきっかけに、「太陽堂」の販売は不調に陥った。Dは、貸付金の返済が危なくなることをおそれて、Eと同様の担保の設定を「太陽堂」に求め、「太陽堂」もこれを承諾し、以後、Dのためにフィギュアを占有することになった。Dは、この合意の際、Eがすでに同種の担保の設定を受けていたことを知らなかった。
- 8 2017年5月、「太陽堂」は、Fの求めに応じて、工房にあった完成品50体をFに5割引の25万円の代金先払で販売し、箱に「F様に売約済」のシールを貼って、8月初旬の引渡しまで工房で預かることにした。しかし、「太陽堂」は7月半ばに事実上倒産してしまった。工房には、2017年7月末日現在、素材及び完成品をあわせてフィギュア150体が存在する。

(問い2) (10点)

上記1～8の事実が存在するとして、Eは、Aに対して、どのような請求をすることができるか。

(問い3) (20点)

1～6の事実が続いて次の事実7'が生じた場合、弁護士であるあなたは、適切な助言をしてください。

- 7' 「太陽堂」は、事業が好調で、フィギュアのプラスチック素材を、加工精度の高い日本の製造業者Gに大量に発注する旨を申し込んだが、加工代金が高くなるため現金払はできそうにない。一方、Gはビジネスチャンスを失いたくないので、代金後払であっても速やかに受注したいと思っている。Gは、少し時間がかかっても所有権留保条項を契約に入れる交渉を「太陽堂」と行うか、先取特権を頼りにして直ちに申込みを承諾するかを迷って、あなたに相談に来た。あなたはどのような助言をするか。